広島県告示第二百五十五号

平成十五年広島県告示第千三百七十三号（広島県港湾施設管理条例別表第一地方港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

表大柿港の部を削る。